すこやか赤ちゃん通信　　４月15日号

「赤ちゃんを自動車・自転車事故から守ろう」

若草もえる季節となり、お出かけが楽しい頃となりました。

今回は「赤ちゃんを自動車・自転車事故から守ろう」のお話です。

●自動車

赤ちゃんを自動車に乗せる時には、その月齢や年齢にあったチャイルドシートを選んであげましょう。

長時間の車移動は赤ちゃんにとって大きな負担がかかります。渋滞情報をチェックする、休憩をこまめにとるなど、安全に短時間の移動を心がけましょう。

出産後間もない頃のママは、体調が不安定で、睡眠不足から注意力が落ちている事も多いので、運転に注意が必要です。運転はできるだけ他の人に任せた方がよいでしょう。

また、車内は数分で温度が上昇し、脱水や熱中症を引き起こします。短時間でも、車内にお子さんだけを残して離れてはいけません。

●自転車

基本的に自転車は、運転者以外を乗せることは違反となりますが、チャイルドシート（幼児用座席）を設けた自転車に乗せるなど、一定の条件下において例外的に子供を乗せることが認められています。

　チャイルドシートを使用するにも、目安とする体重や身長が設定されており、１歳未満の赤ちゃんは首や腰すわりが不安定なこともありますので、自転車に乗せるのはおおよそ1歳になってからが良いです。1歳以上となり、チャイルドシートを使用する際は、必ずヘルメットを着用させて、シートベルトで体を固定しましょう。なお、前抱っこで自転車を運転する事は、法律で禁じられていますので、ご注意ください。

また、自転車の事故で最も多いのが「転倒」です。自転車乗用中に交通事故で亡くなられた方の約６割が頭部に致命傷を負っています。令和５年４月には道路交通法の一部が改正され、全ての自転車利用者について乗車用ヘルメットの着用が努力義務となりました。安全を最優先に自転車に乗りましょう。

厚木市は本年度からヘルメットの購入助成を実施しています。詳細は下記を参照ください。

（厚木市ヘルメット助成）<https://www.city.atsugi.kanagawa.jp/kurashi_tetsuzuki/anshin_anzen/3/1/34476.html>